

関係各位

袋井市財政部財政課長

設計違算の対応について

令和 3 年 8 月 12 日に実施した建設工事入札について次のとおり設計違算が判明しました。

設計違算の詳細な内容及び対応については、別紙「設計違算の対応について」をご覧ください。

1 入札番号、工事名

第 90 号 令和 3 年度 市道大谷幕ヶ谷線道路改築工事

2 開札日

令和 3 年 8 月 12 日

3 違算の内容

設計違算の詳細は別紙のとおりです。

設計違算の内容が、正しい予定価格等に改めることが困難な項目を含むため、入札手続を取止めることとします。

## 設計違算の対応について

- 1 入札番号 第 90 号  
2 工事名 令和 3 年度 市道大谷幕ヶ谷線道路改築工事

## 3 疑義の内容

題名	①第 2 号表（法面養生マット工）の施工単価の積算について
侵食防止用植生マット工の施工単価に誤りがないか。 積算基準で定められた方法と異なる設計がされていないか。	

題名	②第 18 号表（排水構造物 蓋板 据付け）の積算について
グレーチング 600×600 T-2 の材料単価に誤りはないか。 積算基準で定められた方法と異なる設計がされていないか。	

題名	③第 24 号表（乳剤散布）の積算について
ディストリビュータの運転時間が施工面積に対し過大ではないか。	

題名	④第 25 号表（伐採工）の積算について
伐採工については、複数見積から施工単価を計算している。 伐採工の見積単価決定の方法について、平均値直下の見積単価 を採用するべきではないか。	

## 4 確認結果

<p>① 設計に誤りがありました。 積算基準に従い、物価資料 2 種類の施工単価から平均単価を求め、施工単価を算定を行いましたが、片方の資料で設計書と異なる規格を参照して積算を行っていました。</p> <p>② 設計に誤りがありました。 積算基準に定められた材料単価の決定順序に基づき、物価資料（建設物価、積算資料）に基づき算定すべきところを国土交通省中部地方整備局の材料単価を採用し、積算を行っていました。</p> <p>③ 設計に誤りがありました。 積算基準の定めがなく市が独自に積算をした項目となります。 運転時間の入力を誤り、施工面積に対して過大に積算をしていました。 積算基準により、「見積徴収による市場単価の算定」もしくは、類似の歩掛を引用している旨を明らかにし、算定を行うべきでしたが、設計書に算定方法を記載しておらず、該当箇所の質疑に対する回答も不十分なものでした。</p>
---

④ 設計に誤りがありました。

積算基準に基づき、見積平均価の直近下位を採用、価格決定をすべきところを、見積価格の平均価格により単価を決定していました。

## 5 設計違算修正結果及び入札の対応

①、②、④の項目は、決められた積算条件により再積算を行い、正しい予定価格等への補正が可能な設計違算であるのに対して、

③については、「見積徴収による市場単価の算定」、「適正な運転期間を設定しての再積算」、を行い、誤りを補正すべきものでありますが、入札中の質疑回答において、「見積徴収による積算は行っていない」、「単価は土木工事標準積算基準書の道路維持修繕工による」という見解を示しており、回答内容と補正結果に齟齬が生じることから、開札後では補正ができない設計違算となります。

本来であれば誤った箇所を改め、正しい予定価格、最低制限価格により、落札者を決定すべきところですが、開札後では補正ができない設計違算を含むため、今回の入札につきましては、入札を取止めることとします。

設計内容等を見直した後、改めて入札を実施することとします。

設計内容を見直し、改めて再度入札を実施する予定です。